

# 第3章 都市の将来像と都市づくりの方向性

1. 第5次西宮市総合計画の都市目標と将来像 …	44
2. 都市空間形成の方針 ……………	46
3. 居住誘導・都市機能誘導の方針 ……………	48
4. 都市づくりの目指すべき方向性 ……………	50

# 1. 第5次西宮市総合計画の都市目標と将来像

本章では、総合計画における都市目標と将来像の実現のため、都市計画マスタープランにおける都市づくりの方向性について定めます。

## 都市目標



## 10年後の将来像

- 1 私たちは、六甲から北摂に連なる山並みと大阪湾、これをつなぐ武庫川や夙川などに抱かれながら憩い、安らかに暮らしており、この地で育まれてきたまちの風情や、自然と都市の景観に誇りを持っています。誰もが安心して行き交い、暮らすことのできる西宮は、活気と魅力にあふれるまちになっています。
- 2 まちのあちこちから、子供たちの元気な声が聞こえてきます。子育てをする人も、それを応援する人も、誰もが温かい気持ちで西宮の子供たちを育みます。心豊かで健やかに育った子供たちは、将来も西宮に住みたいと感じています。
- 3 身近な地域での暮らしを一緒に楽しむ中で、たくさんの縁が生まれています。地域でお互いに見守り、支え合うことのできる西宮のまちで、一人ひとりが生き生きと、自分らしい生活を楽しんでいます。



# 未来を拓く <sup>ひら</sup> 文教住宅都市・西宮

## ～憩い、学び、つながりのある美しいまち～

4 文教住宅都市の個性と魅力にひかれ、移り住む人や訪れる人が増えています。たくさんの人々が学び、働き、遊ぶ中で、様々な交流の輪が広がっており、大学や産業とも連携した、まちの元気が生まれています。

5 きれいな水や緑がある、清潔で快適な暮らしが、みんなの生活を豊かにしています。私たちの暮らしを支える都市基盤は、一段と安全で利用しやすいものとなっています。地域では、あらゆる年齢の人々が防災・減災の活動に参加し、何かあっても助け合えるつながりと、より強固になった行政の防災体制に、みんなが安心を感じています。

6 たくさんの人が地域の活動やまちづくりに積極的に参加し、西宮のまちに対する人々の愛着と誇りが住民自治の成熟につながっています。I C T分野における技術革新等を最大限活用した、効率的で公正な行政運営がみんなから信頼されています。

## 2. 都市空間形成の方針 ※第5次西宮市総合計画に基づき作成

本方針は、第5次西宮市総合計画の将来都市構造図をもとに、都市計画マスタープランにおける今後の都市づくりの主要課題や方向性を踏まえ、都市の軸や拠点等を示すものです。下図では都市の軸や拠点等を空間的かつ概念的に示しています。

### ■将来都市構造図



## 都市核及び地域核

- 阪神西宮駅・JR西宮駅周辺及び阪急西宮北口駅周辺を、引き続き都市核として位置付け、行政、商業・業務機能や教育・文化、医療・福祉等の複合的な機能が集積する拠点として、都市機能の整備・誘導や交通結節機能の向上を図ります。
- 主要な鉄道駅等を中心とする商業地等を、地域核と位置付け、商業、医療・福祉等の日常生活の拠点として、都市機能の誘導に努めます。
- 阪神甲子園駅周辺は、隣接するスポーツ・レクリエーション拠点と連携を図りながら、広域的な商業機能をあわせもつ地域核と位置付け、都市機能の誘導に努めます。

都市核 阪神西宮駅・JR西宮駅周辺、阪急西宮北口駅周辺

地域核 阪神甲子園駅周辺[スポーツ・レクリエーション拠点と連携]

山口センター周辺、JR西宮名塩駅周辺、阪急甲東園駅周辺、阪急苦楽園口駅周辺、阪急夙川駅周辺

JR甲子園口駅周辺、阪急・阪神今津駅周辺

## 都市軸及び生活交通軸

- 主要幹線道路及びその沿道を都市軸と位置付け、都市機能の向上・充実を図ります。
- 住宅地等から都市核や主要な地域核・市外拠点などへの主な移動経路及びその沿道を生活交通軸と位置付け、市民の日常的な活動を支える交通機能の充実を図ります。また、臨海部においては、各埋立地の特徴を活かして産業集積、緑地・レクリエーション機能の充実を図ります。

都市軸 国道2号、国道43号、国道171号、国道176号、県道大沢西宮線

生活交通軸 山口南幹線、山手線、今津西線、今津東線、中津浜線、甲子園段上線、浜甲子園線、札幌筋線、小曾根線

湾岸側道1号線

(※都市軸・生活交通軸となる主要な路線)

## 水と緑の軸

- 六甲山系や自然海浜、河川敷緑地など、豊かな自然環境が連続するゾーンを水と緑の軸と位置づけ、これらの自然条件を活かし、ゆとりと潤いあるまちなみの形成に努めます。

六甲山系、甲山、なぎさ（芦屋市境から尼崎市境までの臨海部等）

武庫川、有馬川、夙川、東川、仁川

## 文教拠点

- 大学が集積するエリアを文教拠点と位置づけ、教育環境の保全を図ります。
- 周辺との調和や景観に配慮しつつ、大学等の施設更新に併せた一体的な都市づくりが進められる場合には、都市計画など、都市づくりの諸制度の機動的な運用を検討します。

甲東園・門戸厄神周辺（文教地区）、鳴尾・武庫川周辺

## スポーツ・レクリエーション拠点

- 広域的に多くの人々が利用する運動公園やスポーツ施設周辺を、スポーツ・レクリエーション拠点と位置付け、機能の充実等を図ります。

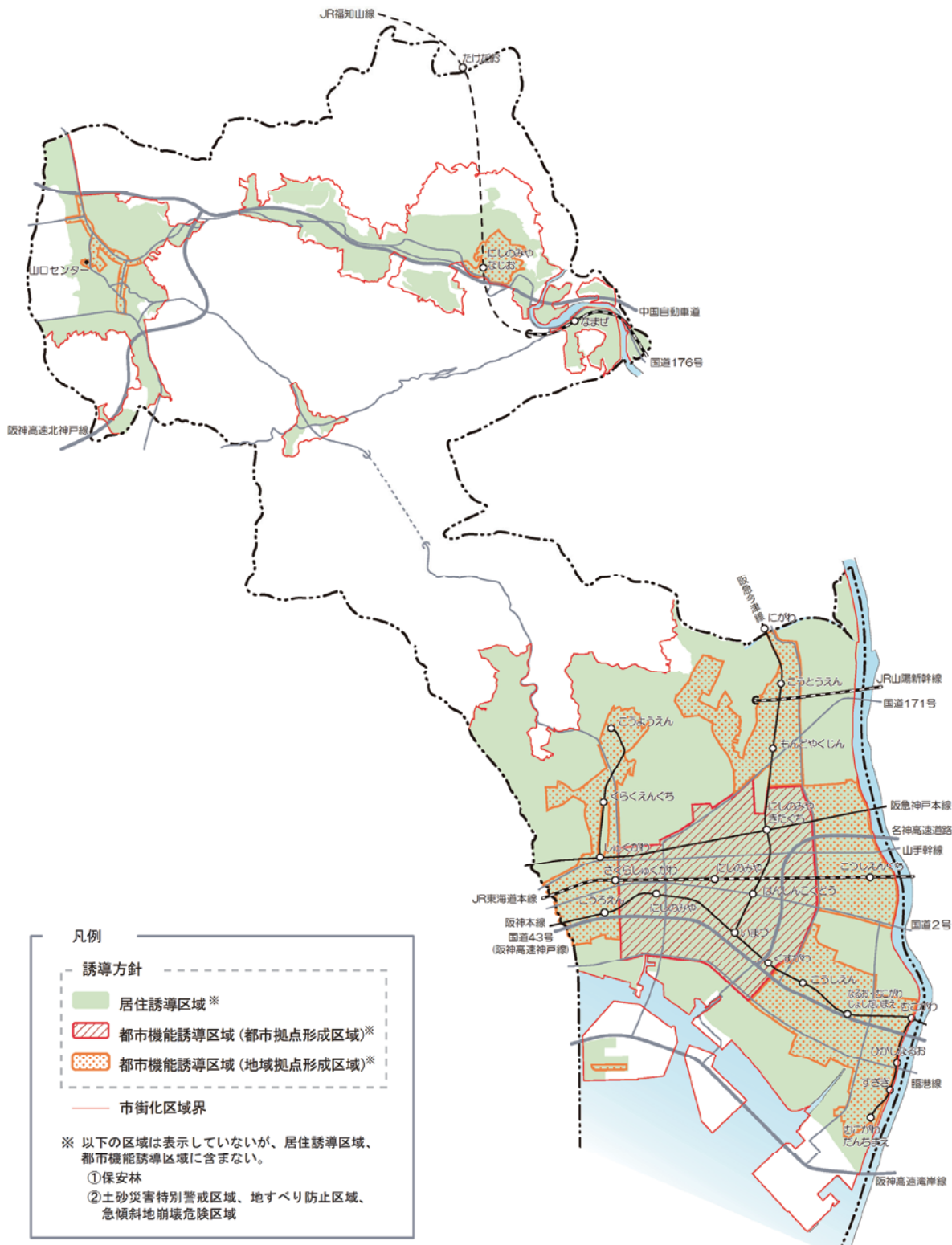
西宮中央運動公園、阪神甲子園球場周辺、浜甲子園運動公園（鳴尾浜公園）

### 3. 居住誘導・都市機能誘導の方針

※西宮市立地適正化計画から抜粋

本市では、今後の人口減少や超高齢化社会等の都市の課題を見据え、鉄道駅等の拠点を中心に一定の人口密度を維持することで、市民生活に必要な生活サービス施設や交通ネットワークを維持するなど、誰もが暮らしやすいコンパクトな都市構造の維持や持続可能な都市経営を図るため、令和元年7月に「西宮市立地適正化計画」を策定しています。計画では、市街化区域のうち、人口減少の中でも一定以上の人口密度を維持し、生活利便施設等が持続的に確保されるよう居住を誘導する区域を「居住誘導区域」とし、駅などの拠点周辺で生活利便施設を誘導する区域を「都市機能誘導区域」と定めています。

#### ■居住誘導・都市機能誘導の方針図



■基本理念

地域の魅力を活かした誰もが暮らしやすいコンパクトなまち

■基本方針

1. 地域の特性を活かした居住の誘導
2. 地域に応じた生活サービス施設の維持・誘導
  - ①都市計画マスタープランに基づく拠点形成
  - ②文教・スポーツ施設を拠点とした都市づくり
  - ③持続可能な都市経営を目指した公共施設の集約・再編
3. 「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」に基づく交通機能の強化

■居住誘導の設定方針

- 都市核、地域核等の中心部に徒歩・自転車等を介して容易にアクセスすることのできる区域、及び鉄道駅、バス停の徒歩圏から構成される区域に設定します。
- 地域の人口構成、居住環境、生活サービス施設の立地状況等の市街地特性や今後の土地利用方針などを踏まえて、居住誘導区域を4つの区域に分けて設定します。

居住誘導区域の設定方針

居住誘導区域の区分	土地利用方針	区域設定の考え方	人口密度のめやす
環境調和型居住区域 (北部地域)	農住共存地	低密度な人口を維持し、緑豊かな居住環境を保全する。	40～60人/ha以上
	低層住宅地		
低層居住区域 (南部地域山ろく部・丘陵部)	中低層住宅地	低密度な人口を維持し、ゆとりある居住環境を保全する。	60～80人/ha以上
	中低層住宅地		
中低層居住区域 (南部地域内陸部・臨海部)	中高層住宅地	中密度な人口を維持し、安全で快適な居住環境を形成する。	80～100人/ha以上
	複合型住宅地等		
都市型居住区域 (南部地域内陸部・臨海部)	複合型住宅地等	高密度な人口を適切に誘導し、安全で快適な居住環境を形成する。	100人/ha以上

■都市機能誘導の設定方針

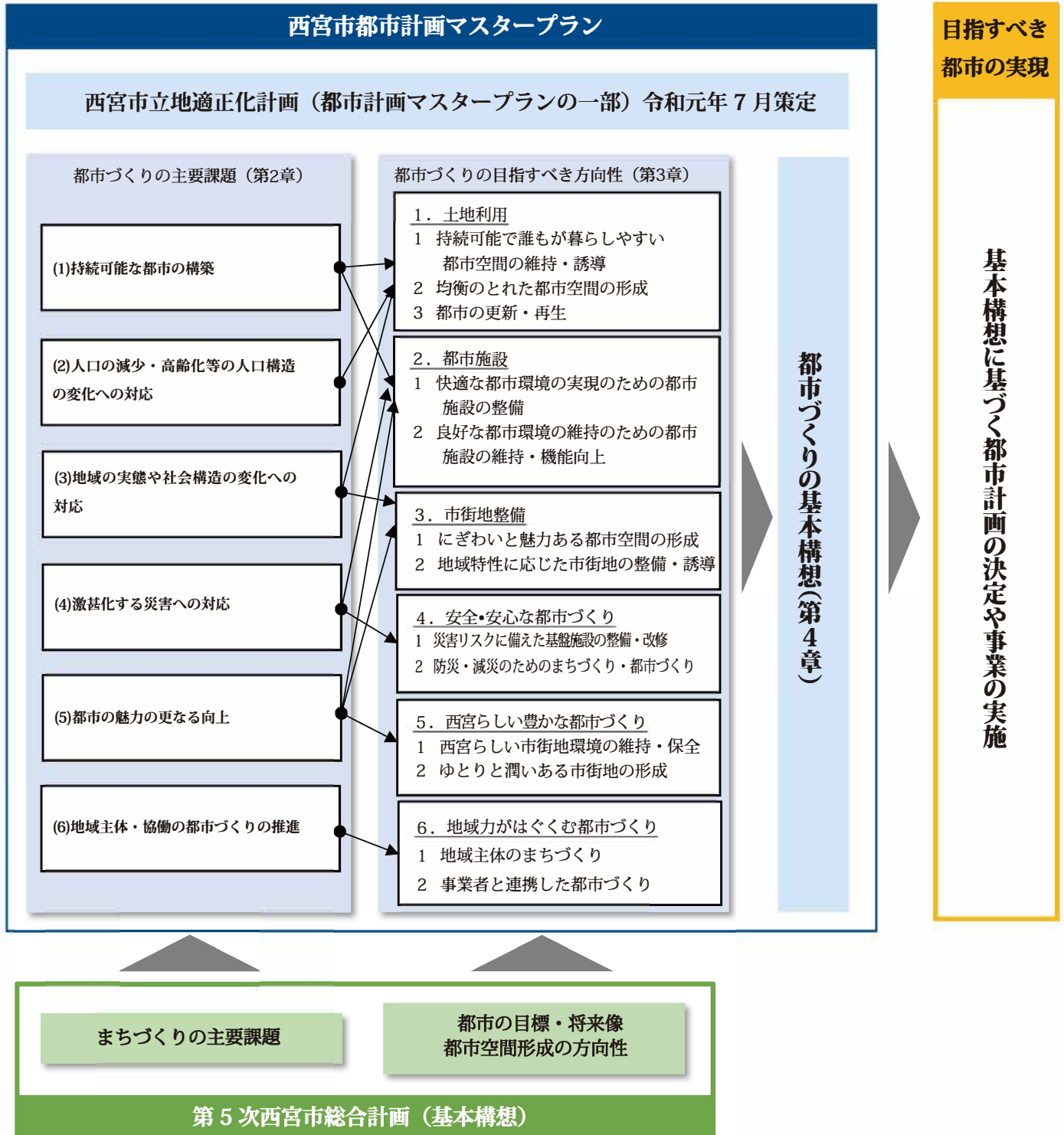
- 鉄道駅に近い商業・業務などが集積した都市機能の充実した区域であり、周辺からも公共交通によるアクセスが便利な都市核、地域核等を中心とし、徒歩等で容易に移動できる範囲に区域を設定します。
- 都市機能誘導区域については、複合的な都市機能が集積し、市民生活や都市活動の拠点となる都市核周辺を「都市拠点形成区域」、商業・医療・福祉等の日常生活の拠点となる地域核等周辺を「地域拠点形成区域」とします。

都市機能誘導区域の設定方針

区分	土地利用方針	区域設定の考え方	拠点(地域核等)	
都市拠点形成区域 (南部地域)	商業・業務地 近隣型商業地等	都市核の中心から概ね半径1kmの範囲内の区域を基本	西宮北口駅周辺 阪神西宮駅・JR西宮駅周辺	
地域拠点形成区域 (南部地域)	近隣型商業地等	地域核、地区核等の中心から概ね半径800mの範囲内の区域を基本	夙川駅周辺 苦楽園口駅周辺 阪急・阪神今津駅周辺 甲子園駅周辺	甲子園口駅周辺 甲東園駅周辺 その他拠点周辺
地域拠点形成区域 (北部地域)			山口センター周辺 ※連携拠点 岡場駅周辺	西宮名塩駅周辺 ※連携拠点 宝塚駅周辺

## 4. 都市づくりの目指すべき方向性

前章の都市づくりの主要課題を踏まえ、総合計画における都市の目標や将来像に即して、都市づくりの方向性について定めます。



基本構想に基づく都市計画の決定や事業の実施

まちづくりの主要課題

都市の目標・将来像  
都市空間形成の方向性



## 取組分野 1 土地利用

### 方向性 1 持続可能で誰もが暮らしやすい都市空間を維持・誘導する。

本市の人口は減少に転じており、少子高齢化もさらに進行していくことが予測されています。西宮市立地適正化計画における誘導方針のもと、持続可能で誰もが暮らしやすい都市空間を維持・誘導するため、土地利用規制や生活利便施設の立地誘導のあり方等を検討します。

### 方向性 2 地域特性を活かした均衡のとれた都市空間の形成を図る。

これまでの都市計画の経緯や市街地の形成状況を踏まえ、均衡のとれた魅力ある都市空間の形成を図るため、住宅、商業、工業、自然地等の地域特性に応じた土地利用を適切に規制・誘導します。また、土地利用の変化や社会情勢等を踏まえ、適宜、用途地域等の土地利用計画の見直しの必要性について検討します。

### 方向性 3 都市の更新・再生による市街地の維持・向上を図る。

今後、人口や世帯数の減少が予測されていることから、市街地の更新や再生を円滑に進めるための都市計画制度のあり方を検討し、市街地環境の維持や時代に即した機能向上を図ります。

## 取組分野 2 都市施設

### 方向性 1 快適な都市環境を実現するため計画的な都市施設の整備を推進する。

円滑な都市活動の確保や良好な都市環境を実現するため、都市の骨格となる道路、公園、下水道などの都市基盤施設の整備を計画的に進めます。

### 方向性 2 良好な都市環境を維持するため都市施設の維持や機能向上を進める。

引き続き良好な都市環境を維持するために、都市施設を適切に維持するとともに、時代に即した機能の向上を図ります。持続可能な都市の経営のため、安定的な財源の確保やライフサイクルコストの削減に配慮した公共施設マネジメントに努めます。

## 取組分野 3 市街地整備

### 方向性 1 にぎわいと魅力ある都市空間の形成のため都市の再生・整備を推進する。

都市核など、都市の拠点となる地区においては、都市機能の集積や交通結節機能の向上などにより、にぎわいと魅力ある都市空間の形成を目指した都市の再生・整備を進めます。

### 方向性 2 地域の特性に応じた市街地の整備・誘導を図る。

まちの文化や都市環境、都市基盤の整備状況など地域特性に応じた良好な市街地の整備・誘導を図るため、地域主体の取組の機運に応じて、都市計画制度(地区計画、土地区画整理事業等)を活用した事業手法を検討します。

## 取組分野 4 安全・安心な都市づくり

### 方向性 1 災害リスクに備えた都市基盤施設の整備・改修を推進する。

激甚化する災害に対応するため、災害リスクを想定した都市基盤施設の整備や改修を進めます。また、復旧・復興活動を支える緊急輸送道路の機能を確保するため、都市計画道路の整備促進や沿道土地利用の規制・誘導を進めます。

### 方向性 2 防災・減災のためのまちづくり・都市づくりを推進する。

西宮市地域防災計画と連携を図りながら、立地適正化計画における防災指針の策定など、防災まちづくりを推進するとともに、災害リスクを踏まえた土地利用の規制・誘導により、安全な市街地形成を図ります。

## 取組分野 5 西宮らしい豊かな都市づくり

### 方向性 1 文教住宅都市・西宮らしい良好な市街地環境を維持・保全する。

これまでの文教住宅都市・西宮の基本理念を継承した市街地環境の維持・保全に努めるとともに、地区特性を活かした都市づくりを推進します。

### 方向性 2 ゆとりと潤いある市街地の形成のため都市環境を整備・保全する。

自然環境の保全やゆとりと潤いのある市街地形成のため、区域区分などの土地利用規制や、都市計画公園・緑地、生産緑地地区の指定などにより、都市環境の整備・保全に努めます。

## 取組分野 6 地域力がはぐくむ都市づくり

### 方向性 1 地域主体のまちづくり活動を推進する。

地域の特性に応じた良好な市街地環境を保全するため、引き続き、地域住民の合意形成の段階に応じたきめ細かな支援を行いながら、地区計画などの都市計画制度や条例で定める都市づくり制度などを活用した地域主体のまちづくり活動を推進します。あわせて、まちづくり活動の発意につなげるための取組について、関連部署における取組と連携を図りながら検討します。

### 方向性 2 事業者と連携した都市づくりを推進する。

都市の再生や公共空間の有効活用にあたっては、事業者とも連携し、都市計画制度等を活用しながら、魅力ある都市空間の形成に努めます。